

大島農相との懇談会

提出資料

[WTO関連]

- ・ アジア・EU農業団体会議及び米国農業団体との意見交換結果ならびにWTO非公式ミニ閣僚会議の際の取り組みについて

[JA改革関連]

- ・ 第23回JA全国大会議案の検討の枠組み
- ・ JAグループの営農・経済事業改革について（ポイント）

平成 15 年 1 月 21 日

全国農業協同組合中央会

アジア・EU 農業団体会議及び米国農業団体との意見交換結果 ならびに WTO 非公式ミニ閣僚会議の際の取り組みについて

平成 15 年 1 月
全国農業協同組合中央会

アジア・EU 農業団体会議及び米国農業団体との意見交換結果

平成 15 年 1 月 7 日から 15 日にかけて、JA グループ代表団がベルギー・ブリュッセルを訪問し、総計 35 カ国から約 90 名の農業団体代表が参加して開催された、第 1 回アジア・EU 農業団体会議に参加し、その後、JA グループ代表団は、米国・ワシントン DC で、WTO 農業交渉問題を中心に米国農業団体代表と意見交換も行うとともに、加藤駐米大使を訪問した。

JA グループ代表団の構成は、以下の通りである。

全国農業協同組合中央会	会長	宮田 勇
全国農業協同組合連合会	会長	木下 順一
全国共済農業協同組合連合会	会長	新井 昌一
滋賀県農業協同組合中央会	会長	廣瀬 竹造
全国農業協同組合中央会	専務理事	山田 俊男

1. アジア・EU 農業団体会議の概要

1 月 9～10 日の 2 日間、ブリュッセルの COPA-COGECA 本部で第 1 回アジア・EU 農業団体会議が開催された。アジアと EU の農業団体の連携は、2000 年 5 月にドイツのハノーバーで開催した COPA-COGECA と「協力のためのアジア農業者グループ」の間の協議に始まるが、その際の成果を踏まえて今回、第 1 回の合同会議の開催に至ったものである。

出席したのは、アジアからはインド、インドネシア、日本、韓国、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムの農業団体代表で、ヨーロッパからはオーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、イギリスの農業団体代表、および EU 段階の農業団体連合会である COPA、協同組合連合会である COGECA、青年組織連合会である CEJA の代表である。

会議の冒頭、来賓として出席したロドリゲス EU 農業総局長より WTO 農業交渉に関する EU の立場について課題提起があり、その後、「グローバル化する世界における課題と開発」、「WTO 農業交渉の現状への対応」、「アジア、ヨーロッ

それぞれの「関心事項」の3つの課題について協議を行った。

会議では、COPA-COGECA とアジア農業者グループの間の対話を継続していくことを確認した。また、非貿易的関心事項や途上国への配慮をはじめ、WTO のモダリティは異なるタイプの農業の固有の特徴を考慮し、十分柔軟性のあるものとすべきことなどを内容とする別紙の共同プレス・リリースが取りまとめられ、それにもとづいて共同記者会見を行い、会議の成果を欧州やアジアのマスコミに対して明らかにした。

2 . 米国農業団体等との意見交換の概要

1月11～14日、JA グループ代表団は、引き続き米国ワシントン DC を訪問し、ストールマン米国ファーム・ビューロー連盟会長、バイアス米国ナショナルファーマーズ・ユニオン副会長、加藤駐米大使と会談した。

特に、米国ファーム・ビューローとの意見交換は平行線であったものの、米国としては輸入国貿より輸出国貿を問題にしていること、 二国間の FTA より WTO を基本とすべきことなどの意見が表明された。

WTO 非公式ミニ閣僚会議（東京）の際の JA グループの取り組み

2月中旬にかけて東京で開催される WTO 非公式ミニ閣僚会議への対策として、以下のように 全国集会、 国際集会、 デモ・街頭活動、 要請活動等を積極的に行なう。

(1) ミニ閣僚会議前日の取り組み

農林水産団体による全国集会の開催とデモの実施

農林水産団体により全国集会を日比谷公会堂で開催するとともに、デモを実施する。

要請活動

全国集会、デモの終了後、地元選出国會議員への要請活動を実施する。また、わが国の関係閣僚や与党への要請活動を行うとともに、海外農業団体との連携のもと、ミニ閣僚会議に出席する海外の閣僚への要請活動を追求する。

(2) ミニ閣僚会議当日の取り組み

国際集会の開催

昨年 10 月 25 日に、EU、カナダ、ノルウェー、アイスランド、スイス、韓国、スリランカ、西アフリカ（コートジボアール等 10 カ国）の農業団体とともに「公正で公平な WTO 農産物貿易ルールを求める共同宣言」を採択したが、署名に参加した海外の農業団体を中心にわが国に招聘し、「公正で公平な農産物貿易ルールを求める国際集会」を開催する。開催にあたっては、食料・農林漁業・環境フォーラム会員団体をはじめとする幅広い関係者の参加も募っていく。

また、海外農業団体代表との共同記者会見の開催も追求する。

デモ・街頭活動の実施

国際集会終了後、デモを行うとともに、農産物、チラシ等の街頭での配布活動を行う。

以上

(別紙)
プレス・リリース

アジア・ヨーロッパの農業者リーダーがブリュッセルで会合

2003年1月9～10日にかけて、ベルギー・ブリュッセルで、農業者と協同組合にとって懸念となるグローバルな問題について協議するため、35カ国の2億6000万人の農業者を代表するヨーロッパ、アジアの農業者リーダーが会合した。

「我々の目的は、双方の地域および世界における農業者と協同組合の相互利益に向けて取り組むことだ」と農業者リーダー達は述べた。

「協力のためのアジア農業者グループ」¹と COPA-COGECA²の接触は、2000年5月に農業の多面的機能、食品安全性、食料安全保障について協議するため会合したことに始まる。

COPA-COGECA 主催による今回の会議は、きわめて重要な時期に行われた。すなわち、ジュネーブで行われている WTO 交渉で、新たな農産物貿易ルールが2003年9月までに提案される予定となっている。

出席者は、主に以下の3点を主要議題として意見交換を行った。

- 第1の議題は、「グローバル化する世界における課題と開発」についてであり、アジア、ヨーロッパの農業にみられる顕著な実態にもとづいて議論した。
- 第2の議題は、「WTO 農業交渉の現状への対応」であり、参加者はそれぞれの重要な課題とは何かについて議論した。
- 第3の議題として、「アジア、ヨーロッパそれぞれの関心事項」について取りあげ、アジアの代表から、開発途上国の特別かつ異なる待遇について見解が表明され、ヨーロッパの代表からはヨーロッパの社会で深ま

¹ 「協力のためのアジア農業者グループ」は、情報と経験の交換、メンバー団体間の協力の活性化を目的として1999年に東京で設立。インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナムの9カ国9団体で構成されている。

² COPA は EU 農業団体連合会。COGECA は EU 農業協同組合連合会。

っている懸念を概括した。

アジアのリーダー達は、WTO 農業交渉は、世界の小規模家族農業者がこれまで直面した困難を解決し、すべての国々の農業が共存し、世界貿易システムから公平に利益を得ることが目的とされるべきであると強調した。また、特別かつ異なる待遇は、途上国の真の利益となるべきであり、それぞれの地域特有の農業の特徴を十分踏まえ、かつ途上国が直面している限界を十分考慮し、特別かつ異なる待遇は十分強化されるべきである。アジアの農業者リーダー達は、自国の農業分野について持っている懸念が公正かつ公平に評価されるべきであり、また、今次交渉の結果が世界の小規模農業者の犠牲を強いるようなものであってはならないと加えた。

ヨーロッパのリーダー達は、農業政策は、強力な協同組合によって支持されつつ、食料の安定的で確実な供給や家族経営農業の生存の確保に重要な役割を果たしてきたと述べた。ヨーロッパのリーダー達は、農業者の直面している新たな課題について説明した。すなわち、食品安全性、品質、トレーサビリティ、環境保護、持続可能な生産方法、動物愛護に関して社会が農業者により一層高い基準を求めている。このことが、EU の農業者にとっては非常に高いコストとなっており、WTO における自由貿易の進展がヨーロッパの家族農業に対して圧力を強めている。

協議において、農業に関する WTO のモダリティは、異なるタイプの農業の固有の特徴に考慮し十分柔軟性のあるものであること、また、非貿易的関心事項や開発途上国への特別かつ異なる待遇を十分考慮したものであること、そして、増大する地球規模の課題である持続可能な開発の達成に貢献すべきことが強調された。

「この会議によって、アジア、ヨーロッパそれぞれの農業生産と消費の異なる条件と状況について理解を深めることができ、アジア、ヨーロッパ双方の農業者の利益となる公正な貿易を達成する手段を模索することができた」とアジア、ヨーロッパのリーダー達は結論づけた。

COPA-COGECA 及び AFGC の間に対話を継続していくとともに、互いの共通した関心事項の実現に向け、連携し取り組むとともに、それぞれの国の政府に働きかけを行っていくことを確認した。

第23回 JA 全国大会議案の検討の枠組み

大会議案の検討の枠組み

情勢認識

【中長期的に農業・農村・JAに影響を与える5つの経済・社会情勢】

- ① グローバル化 (都市・農村、消費者・生産者間垣根低下、情報開示・法令遵守・説明責任、WTO, FTA)
- ② 規制緩和・構造改革 (農業協同組合の独禁法適用除外問題、株式会社の農業参入等)
- ③ 少子・高齢化 (農村地域における進行、組織・事業基盤への影響、高齢者対策)
- ④ 地方・地域経済問題 (市町村合併、地域金融機関の再編)
- ⑤ 環境問題 (バイオマス(生物系資源)の持続的活用の動き、行政・一般企業と連携したエコビジネス)

【環境の変化】

一連の食品不祥事を契機とした食の安全・安心に対する消費者の不信

- ・ 食品の偽装表示
- ・ 無登録農薬の使用
- ・ 残留農薬問題 等

少子・高齢化による農業生産基盤・組織事業基盤の弱体化

- ・ 農業労働力の減少
- ・ 耕作放棄地・不作付地の増加
- ・ 組合員数の伸び悩み 等

信用・共済事業における事業総利益の低迷、経済事業の縮小傾向によるJA収支の悪化

- ・ 事業取扱高の低迷
- ・ 不良債権処理・満期の到来
- ・ 利用者ニーズの多様化 等

WTO農業交渉、FTAの進展、米政策の転換による地域農業への影響

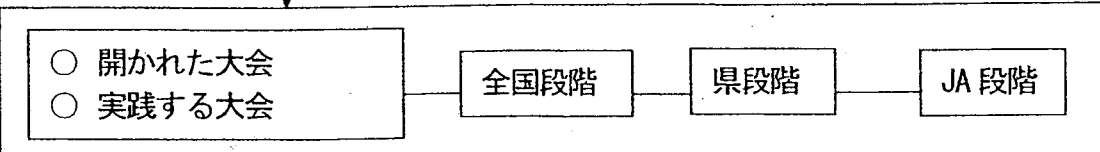
- ・ 食料自給率の低下
- ・ 輸入農産物の増加
- ・ 農産物価格の低迷 等

【基本コンセプト】

- ① 消費者への信頼回復をめざす安全・安心な農産物の供給
- ② 「地域」の農業を振興し社会に貢献するJAの機能発揮
- ③ 部門採算を確立するJA事業の再構築と健全経営
- ④ 情報公開を通じた消費者・国民への理解促進

第22回大会決議の「中間総括」の実施
・ 次期大会議案策定にあたって、議案項目に沿って、進捗状況の把握と問題点、課題の洗い出し

【大会の位置づけ】



【第22回大会決議中間総括・現状認識を踏まえた5つの検討の柱】

- 1 JAグループの理念と運動展開(地域を重視した3つの共生、「JA綱領」の再確認)
- 2 地域を支える食料・農業・農村の新たな展開方向(安全・安心な「食」の提供、担い手づくりと農地の確保、環境問題等)
- 3 地域の核となるJA組織の役割発揮と基盤の拡充(組合員との結びつき強化と開かれたJA運営の展開等)
- 4 JAグループ一体となった組織・事業・経営改革(徹底した収支改善と事業の見直し等)
- 5 JAグループ各段階を通じた大会決議実践の取組み(行動計画と進捗管理・評価の実行)

【営農・経済事業のビジョン】

営農・経済事業を通じて組合員・消費者等に「満足」を提供する。

販売事業：農家手取りを高めるとともに、消費者に「安全・安心な農産物」を提供する

購買事業：組合員に安全・良質かつ低コストの資材を提供する

営農指導事業：上記を実現するため、地域の農業資源を組織化する。（企画、指導、相談）

【営農・経済事業改革の戦略】

1. 地域の競争環境と経営資源に応じた「選択と集中」
 - ・ JAを取巻く外部環境（競争条件や組合員のニーズ）と経営資源を踏まえて、JAの強みと弱みを把握し、経済事業全般の選択と集中をはかる。
2. 「選択と集中」をすすめる上での戦略的提携と外部化
 - ・ JAは総合事業を展開するヨコの総合性を生かした事業を実施しているが、事業ごと専門性を発揮する上では、JAグループ外部の経営資源の活用も含めた戦略的提携と事業の外部化（別会社化等）をはかる。
3. JAグループの事業システムの見直し
 - ・ JAグループの事業展開についてはこれまでの方式（3段階の機能分担、集荷中心の販売事業、一律的な事業方式）を抜本的に見直す。
 - ・ とりわけ、全農については統合の効果を発揮し、全農として最も効率的な事業展開を実施するため、事業システムを抜本的に見直す。

【改革を実現するためのトップマネジメント機能の発揮と役職員の意識改革】

- ・ 改革を実現するためにはトップがJAを調整・リードし①改革を実現できる体制づくりと②その適切な運営管理をはかることが重要、そのためのトップマネジメント体制を確立する。
- ・ JA改革の方向に基づいた目標が達成される人事管理システムへの転換をはかる。

【JA経営への参画の促進】

作物別部会、集落営農組織、女性部・青年部等の組合員組織の活性化とJA経営への参画を促進する。

【消費者指向の営農指導への集中】

①マーケティングに基づいた販売革新（消費者の視点での市場シグナルを生産現場にフィードバックし、消費者との長期的な関係づくり）のための営農指導に経営資源を集中。

【JA販売事業の強みの発揮】

- ① 消費者との接近をはかるため、JAの直接販売等の拡大《3年間で2倍程度》
- ② 安全・安心な国産農産物提供のための品質管理の徹底《3年以内に全JAでの生産工程管理の実現》
- ③ JAブランドの信頼性の確保《輸入農産物の取扱いの見直し》
- ④ JAの販売を支援するため、全農の事業システムの見直し《青果物の市場販売の効率化、米の共同計算の見直し》

【価格メリットが実感できる生産資材コストの引き下げ】

- ① 競合店（ホームセンター等）の価格調査に基づく弾力的な価格設定
- ② 仕入については予約購買を基本とする。地域において発生している安値の市況品目についてはJAあるいは県域・ブロック域で仕入し事業の完結をはかる。
- ③ 物流拠点の整備によるコスト削減（3年以内にJA段階の一元化もしくは広域配送拠点の整備）

【生活購買事業の選択と集中】

- ① 統廃合基準を明確にした生活店舗・SSの統廃合《17年度末まで着実に実施》
- ② Aコープ店舗運営については広域会社化《15年度から逐次実施》
- ③ SSについては広域拠点整備のもとチェーン化、運営受託の実施と会社による運営の検討《15年度に整備構想の確立》

【トップマネジメント体制の確立と役職員の意識改革】

- ① 常勤役員を選出にあたっての適格要件として実務経験等を設定
- ② 3年以内に全ての合併JAにおいて目標管理による人事管理制度の導入《現在：37%》

【女性・担い手の経営参画の促進】

- ① 女性・担い手の正組合員加入の促進《1世帯あたりの正組合員数：1.15人⇒1.3人/戸》
- ② 選任制のもとで担い手・女性の選出枠の設定